

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京北・左京山間部土木みどり事務所管内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	小規模附属物点検業務委託(京北・左京山間部土木みどり事務所管内)		
履行期間	契約日の翌日から令和 7年12月26日まで		
事業課(所)名	京北・左京山間部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

道路施設点検				式	1
道路標識点検(片持ち式)	基	83	残存板厚調査	基	49
き裂探傷試験	基	10			

委 託 理 由

本業務は、老朽化に起因する落下や倒壊事故を未然に防ぐため、道路案内標識の点検を実施し、計画的な維持管理に活かすことにより、安全、安心な道路環境を確保する。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月
歩掛適用年月	2025年5月
基準適用年月	2025年5月
単価地区	2602：Ⅱ地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
小規模附属物点検	附属物点検	計画準備(資料収集、点検計画)			業務	732,900	直接人件費	
小規模附属物点検	附属物点検	現地踏査			基	4,995	直接人件費	
小規模附属物点検	附属物点検	道路標識点検(片持ち式)	点検(高所作業車運転含む)・調書作成を含む。		基	31,849	施工(点検)費	うち直接人件費 ¥25,168
小規模附属物点検	附属物点検	報告書作成			業務	259,000	直接人件費	
小規模附属物点検	附属物点検	残存板厚調査	残存板厚調査・調書作成を含む。		基	21,823	施工(調査)費	うち直接人件費 ¥20,107
小規模附属物点検	附属物点検	き裂探傷試験	き裂探傷試験・調書作成を含む。		基	21,762	施工(調査)費	うち直接人件費 ¥18,915
共通(調査・計画業務)	打合せ等	打合せ	中間打合せ1回		業務	222,600	直接人件費	
直接経費	安全費	交通誘導警備員	A		人日	24,700	労務費	率対象：一般管理費等のみ
直接経費	安全費	交通誘導警備員	B		人日	20,000	労務費	率対象：一般管理費等のみ

業務委託料内訳書

業務名	小規模附属物点検業務委託(京北・左京山間部土木みどり事務所管内)					業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路施設点検			式	1				
小規模附属物点検			式	1				
附属物点検			式	1				
計画準備(資料収集、点検計画)			業務	1				内 1号
現地踏査			基	83				
道路標識点検(片持ち式)		点検(高所作業車運転含む)・調書作成を含む。	基	83				
報告書作成			業務	1				内 2号
残存板厚調査		残存板厚調査・調書作成を含む。	基	49				
き裂探傷試験		き裂探傷試験・調書作成を含む。	基	10				
共通			式	1				
共通(調査・計画業務)			式	1				
打合せ等			式	1				
打合せ		中間打合せ1回	業務	1				内 3号

業務委託料内訳書

業務名	小規模附属物点検業務委託(京北・左京山間部土木みどり事務所管内)				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
旅費交通費		式	1					
旅費交通費 直接往復費 打合せ	基地～現地 ライトバン運転台数・日:3台・日, 基地～ 現地 ライトバン日当運転時間:2時間	式	1				内 4号	
旅費交通費 直接往復費 現地踏査・道路標識点検	基地～現地 ライトバン運転台数・日:18台・日, 基地～ 現地 ライトバン日当運転時間:2時間	式	1				内 5号	
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
安全費		式	1					
交通誘導警備員	A	人日	6					
交通誘導警備員	B	人日	24					
直接原価(その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1				内 6号	
一般管理費等		式	1				内 7号	

業務委託料内訳書

[illegible]

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	計画準備(資料収集、点検計画)						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(A)		人	4			
	技師(C)		人	6			
	技術員		人	7			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	報告書作成						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(A)		人	0.5			
	技師(C)		人	3			
	技術員		人	3			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	打合せ	中間打合せ1回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)			人	1.5			
技師(B)			人	1.5			
技師(C)			人	1.5			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	旅費交通費 直接往復費 打合せ	基地～現地 ライトバン運転台数・日:3台 ・日, 基地～現地 ライトバン日当運転時間:2時間					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接往復費		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	旅費交通費 直接往復費 現地踏査・道路標識点検	基地～現地 ライトバン運転台数・日:18 台・日, 基地～現地 ライトバン日当運転 時間:2時間					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接往復費		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特記仕様書

委託業務名 小規模附属物点検業務委託（京北・左京山間部土木みどり事務所管内）
履行場所 京北・左京山間部土木みどり事務所管内

第1条 本件業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和7年2月 京都市）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

なお、共通仕様書中の「設計業務」は「点検業務」に読み替えるものとする。

※京都市ホームページ参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第2条（電子納品）

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部〕を納品する。

3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条（前払金）

契約書第40条関係

前払金は請負代金の30%以内とする。

第4条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第5条 共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

1 業務内容

本業務は、「小規模附属物点検要領（平成29年3月）」（以下、「点検要領」という。）を使用し点検を実施すること。また、「点検要領」に記載のない事項については、「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下、「附属物点検要領」という。）、「道路標識ハンドブック（2024年版）」を参考にすること。

道路標識におけるこれまでの不具合事例及び構造の特徴等を考慮した弱点部を中心に、道路案内標識、地点標識について高所作業車等を用いた近接目視点検を実施するものとする。

弱点部については、点検要領の別表－1を参照する。

※ 国土交通省のホームページ参照

点検要領

(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo29_3.pdf)

附属物点検要領

(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_19.pdf)

(1) 近接目視点検

全ての対象において近接目視点検と、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行う。

ボルト・ナット及び取付け部品等のゆるみ、脱落、破断についての締め直し等や、落下の可能性のある部品の撤去等、簡易に復旧できる場合は点検時にその措置をとる。点検時は、脱落や破断に備えて想定されるボルト・ナットを持参するものとし、健全性の診断は措置後の状態で行うこと。なお、簡易に復旧できない場合で、放置すると事故の恐れがある場合は、点検時に応急対策を行い、直ちに監督員に報告する。

路面境界部の掘削を伴う目視点検は、附属物点検要領の「参考資料8. 路面掘削等の実施の目安」に従うものとし、これによりがたい場合については、監督員と協議のうえ決定する。

また、ボルト、ナット、座金及びプレート部に合いマークが設置されていることを確認し、必要に応じて上書き等を行ったうえ、写真を提出すること。合いマークの施工方法については、附属物点検要領の「参考資料7. 合いマークの施工」を参考にする。

その他、吊下げ式標識では、落下防止措置の有無を確認し、設置されていない場合には健全度判定をⅢとする。

I 詳細調査

詳細調査については、原則として以下のとおりとするが、近接目視点検時に監督員と協議した上で実施の要否を決定する。

① 超音波パルス反射法による残存板厚調査

附属物点検要領の「参考資料5. 超音波厚さ計による板厚調査の実施手順」に従い実施し、調査結果記録票とともに限界板厚の計算書を提出すること。

調査対象等については監督員の指示によるものとする。

② き裂探傷試験

附属物点検要領の「参考資料6. 亀裂探傷試験の実施手順」に従い実施するものとし、調査対象等については監督員の指示によるものとする。

(2) 報告書作成

① 点検記録票

受注者は、発注者が保管する前回点検時の点検記録票（総括表）（Excel）の基本情報を更新し点検結果を記録すること。前回の点検記録が別様式となっている場合は、本市様式の点検記録票を作成すること。写真については、全て更新すること。

また、必要に応じて点検記録票を印刷したものの提出を求める場合がある。

＜点検記録票の保存方法＞

点検記録票及び詳細調査結果のデータは、本市の台帳システム（公共物 GIS）に登録するため、標識番号ごとに保存フォルダを作成し提出すること。フォルダ名は下記のとおりとし、標識番号は、本市の台帳（公共物 GIS）に登録された番号と一致させること。

フォルダ名：（標識番号）_（点検日）

↑ ↑
半角アンダーバー 年月日（西暦）を8桁の数字で表記

（例）

 ○○-案-0001_20241020 → ○○-案-0001 の点検資料※を保存

 ○○-案-0002_20241020 → ○○-案-0002 の点検資料を保存

 街路-10-鴨東 2_20241023 → 街路-10-鴨東 2 の点検資料を保存

※点検資料：点検記録票、板厚調査結果記録票、き裂探傷試験結果等監督員の指示による

② 標識総括表、標識一覧表

点検記録票の内容をまとめた「標識総括表」と「標識一覧表」について、前回点検時のデータを更新すること。その際、「点検年月」欄は「点検年月日」欄へ変更し、掘削調査の有無、残存板厚調査結果、き裂探傷試験結果を、項目を追加して記載するほか、監督員の指示に従い必要事項を追記すること。

これらの作成にあたり不明な点がある場合は、その都度監督員へ事前確認を行った上で、報告書作成を進めること。

（3）打合せ

共通仕様書第1 1 1 1 条（打合せ等）

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとし、中間打合せは点検終了時に1回行うものとする。

また、監督員と協議のうえ打合せ回数を変更した場合は、設計変更の対象とする。

業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。

2 管理技術者

管理技術者は、測量業務又は設計業務等において十分な実務経験を有し、発注者が承諾した者でなければならない。

3 点検員等

点検員等については、附属物点検要領の「第Ⅰ章 4. 点検の体制」、「第Ⅲ章 1. 4 定期点検の体制」に記載のとおりとし、点検員は以下の能力を有する者とする。

（1）小規模附属物（標識等）の設計、施工、維持管理に関する基礎知識を有すること。

（2）小規模附属物（標識等）の点検を行うために必要な知識及び技能を有すること。

なお、超音波厚さ計による板厚測定を行う場合、点検員は、超音波測定の原理や測定器に関する十分な知識を有するとともに、板厚測定の十分な技量及び経験を有すること。

板厚測定を行う点検員に必要な知識、技量及び経験を保持している者としては、JISZ 2305 に基づく、「超音波厚さ測定（UM）：Ultrasonic Thickness Measurement «レベル1»」の有資格者や、板厚測定機器の使用方法に関する講習等を受講した者など、確認できる書類を監督員へ提出する。

4 業務計画

本業務における業務計画は、点検要領、附属物点検要領、貸与する資料等により点検計画を検討し、共通仕様書第1112条に基づく業務計画書を作成すること。

5 貸与する資料

共通仕様書第1113条に基づく発注者が貸与する資料は次のとおりとする。

- (1) 前回点検結果データ（標識総括表、標識一覧表、点検記録票）
- (2) 調査箇所図

6 対象標識

本業務の対象となる標識は、京都市が管理する114系の道路地点標識と、一部の105系、106系、108系の以下の道路案内標識とする。

片持式（F型、逆L型）

7 品質確保

- (1) 受注者は、本業務完了後1年以内に点検箇所の内、点検結果が判定Ⅰ（異常なし）、若しくは判定Ⅱ（経過観察の必要あり）と判定されていた箇所で対象物の倒壊、落下が確認された場合、点検箇所の再点検に加え、当時の点検の実施状況及び原因についても明確な報告をすること。再点検等の費用については受注者の負担とする。
- (2) 前項の再点検及び当時の点検報告により受注者の瑕疵が明らかであることが認められた場合は、補修（又は新設）工事に係る費用を負担すること。

8 その他

- (1) 現道上で調査を行う際に、工事期間、作業時間帯、道路占用形態などについて調査前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要がある場合は、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出するとともに必要に応じて協議に参加すること。
- (2) 受注者は、当該業務に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

なお、受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

交通誘導警備員について、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの 編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
道路標識点検 (国道 162 号)	2 名	交通誘導警備員 A 1 名 交通誘導警備員 B 1 名	昼間	無
道路標識点検 (上記路線以外)	2 名	交通誘導警備員 B 2 名	昼間	無

(3) 受注者は、本特記仕様書にない事項、又は本特記仕様書に疑義が生じた場合は、その都度速やかに監督員と協議すること。

<点検記録票（総括票）記入要領>

（１）基本情報

対象附属物の基本情報として、以下の項目を記入する。

道路標識管理番号

当該附属物の標識種別毎の管理番号を記入する。

管理番号は、前回点検時の標識総括表等の番号を記入するものとする。不明な場合は監督員に事前に確認を行う。

例)

北	部	-	案	-	15
管理番号区分		-	標識種別	-	標識番号
①	④		②	④	③

①：所轄事務所（北部、左京、東部、南部、西部、京北、西京、伏見）の中から選択

③：案内標識、地点標識、警戒標識の３種から選択

④：番号は土木みどり事務所ごとに設定

⑤：ハイフンは半角

標識種別

地点標識（114-A）、（114-B）

案内標識（105-B）、（105-C）、（106-A）、（108-A）、（108の2-A）別に記入する。

設置方向

設置している向きを方位別に記入する。

例）北向き、北西向き

路線名

当該附属物が設置されている路線名を記入する。以後、道路種別でふり分けできるよう、道路種別と以下の路線名とをスペースをあけて記載すること。

例）主要府道 △△△△線

所在地

当該附属物の所在地（住所）を記入する。以後、行政区別でふり分けできるよう、行政区と町名とをスペースをあけて記載すること。

例）〇〇区 △△町

管理者

当該附属物の管理者を記入する。

例）〇〇土木みどり事務所

緯度・経度

緯度・経度については、世界測地系で0.1"単位まで記載することとする。

距離標

距離標は本市で管理していないので、欄は空白とする。

センサス区間番号

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）により、センサス路線で区間番号がある場合は、記入する。

設置年月

前回点検時の標識総括表等に従い記入する。当該附属物の設置年月を西暦で記入する。不明の場合は「不明」と入力する。

車道幅員

前回点検時の標識総括表等、又は現地にて確認を行い記入する。

支柱形式

当該附属物の支柱形式を記入する。

基礎形式

現地または、前回点検時の標識総括表等から判明可能な対象のみ、当該附属物の基礎形式を、枠内から選択して記入する。

路面境界部の状況

当該附属物の路面境界部の状況を、枠内から選択して記入する。

表面処理形式

当該附属物の支柱の表面処理形式を、枠内から選択して記入する。

融雪剤の散布

当該附属物の設置路線における融雪剤散布の有無を記入する。散布がある場合は「該当する」、ない場合は「該当しない」を選択する。

点検年月日

当該附属物を点検した日付を西暦で記入する。

点検員

点検を実施した会社名と氏名を記入する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

(2) 点検結果

対象附属物の点検結果として、以下の項目を記入する。

① 点検状況

「済」「未」「外」で該当するものを選択する。

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。

※「未」の場合、(3)点検予定を記載する。

※「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

② 対象の有無

対象部位の有無を「有」「無」で該当するものを選択する。

③ 判定結果

判定結果を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」で該当するものを選択する。

「Ⅲ」「Ⅳ」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成する。

④ 異常の内容

判定結果が「Ⅱ」の場合は、異常の内容を記載する。「Ⅲ」「Ⅳ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛する。

⑤ 応急措置等

「Ⅰ」「Ⅱ」「未」で該当するものを選択する。

「Ⅰ」は、撤去・更新等の恒久措置を実施し、異常なしと判定された部位であることを示す。

「Ⅱ」は、ナットの締直し等の応急措置を実施し、経過観察の必要ありと判定された部位であることを示す。

「未」は、措置を実施できなかった部位であることを示す。

⑥ 応急措置等の内容

実施した応急措置等の内容を記載する。ただし、判定結果が「Ⅲ」「Ⅳ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛する。

⑦ 弱点部の追加

「点検記録票（総括票）」の(2)点検結果の点検部位には、標識の構造的特徴を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

⑧ 重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無

「点検記録票（総括票）」の(2)点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷発見の有無について記録する。

(3) 点検予定

点検ができなかった場合に、記入する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

点検記録票（総括表）

道路標識

（１）基本情報

道路標識管理番号		標識種別	108の2-A	設置方向	西方向
路線名	一般市道〇〇〇〇線	緯度※1		経度※1	
所在地	〇〇区〇〇町	距離標※2		センサス 区間番号※2	
管理者	〇〇土木みどり事務所	設置年月		車道幅員	

支柱形式	路側式 ・ 片持式（逆L型 ・ F型 ・ テーパーポール型 ・ T型） ・ 添架式 ・ その他
基礎形式	埋め込み型 ・ ベースプレート型 ・ 添架型 ・ その他
路面境界部の状況	コンクリート ・ アスファルト ・ 土砂 ・ ベースプレート露出 ・ インターロッキング ・ その他
表面処理形式	塗装式 ・ 亜鉛めっき式 ・ 塗装式+亜鉛めっき式 ・ その他

海岸からの距離	20km以上	融雪（凍結防止）剤 散布路線	該当する ・ 該当しない
防雪対策実施路線	該当しない	風規制実施路線	該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1" 単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	横梁本体	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	標識板	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
接続部	支柱継手部（ボルト接合の他、特に溶接継手に注視）	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	横梁仕口溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	横梁取付部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	横梁継手部（ボルト接合の他、特に溶接継手に注視）	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
	標識板取付部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部（GL-0）	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
		路面境界部（GL-40）	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未	
その他		済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III・IV		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票（損傷記録票）に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ボンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況（できなかった理由）等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

点検記録票（損傷記録票）

点検対象	道路標識
管理番号	

No.			
対象部位			
損傷の種類			
応急措置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	
ポンチ絵・写真 ・対象部位 ・損傷部位と損傷程度 ・応急措置の前後 等			

注1：1つの部位につき、なるべく1枚で作成

注2：No.欄には、各施設1基ごとに、通し番号を記載

板厚調査結果

点検記録様式(その7)
板厚調査記録

計画年月日		
計画者(所属、氏名)	施設ID	管理番号
施設名		

構材	調査部位		測点位置	番号	測定厚		最小厚 (mm)	實測 板厚 (mm)	設計 板厚 (mm)	調査 区分
柱	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	左	5						
			右	6						
			0°	1						
			90°	2						
	調査箇所	記号	180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
梁	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						
	調査箇所	記号	0°	1						
			90°	2						
			180°	3						
			270°	4						

※測定位置については、断面方向(面内・面外)とし、調査結果を併記して測定箇所を明記し、検定を明記できるように記載すること。
※標準的な測定位置については、付録一を参照。

笛所図

